

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 8 日 (火) 第292号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (4件) (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 4
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (2件) (管財課取扱い) 6
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社湯之元駅前調剤薬局	日置市東市来町湯田3610-5	令和4年1月14日
三浦医院	伊佐市大口山野5167	令和4年1月3日
ゆのもとマリンバ薬局	日置市東市来町湯田3610番地6	令和4年1月31日
日置市民薬局	日置市日吉町日置1152番地1	令和4年1月31日

鹿児島県告示第168号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	訪問看護ステーションまくらざき	枕崎市白沢北町191番地	令和 4 年 2 月 28 日

鹿児島県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	訪問看護ステーションまくらざき	枕崎市白沢北町191番地	令和 4 年 2 月 28 日	訪問看護

鹿児島県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
宮園将生	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和 3 年 12月 1 日	柔道整復

鹿児島県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
地域のそよかぜ薬局A	阿久根市赤瀬川2210	令和 3 年12月 1 日
屋久島マリンバ薬局	熊毛郡屋久島町安房2387-83	令和 4 年 2 月 1 日
マリーンちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地 8	令和 4 年 1 月 1 日

鹿児島県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）

- 2 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第173号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（機動観測）
- 2 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 霧島市

鹿児島県告示第174号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和3年12月6日から令和5年1月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市宇宿五丁目、小原町、東谷山一丁目、東谷山四丁目及び東開町の各地内

鹿児島県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地方法務局長から令和2年12月25日鹿児島県告示第1139号で告示した公共測量の実施は、令和4年1月31日終了した旨の通知があった。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下平川内城線	大島郡知名町大字上平川字小俣袋401番1地先から同町大字久志検字中当1118番2地先まで	前	7.3~18.2	794.8
			後	10.4~19.7	794.8

鹿児島県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

		鹿児島県知事		塩田康一	
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	平尾川床線	出水郡長島町川床字尻無 865番8地先から同町川床 字宮ノ跡200番1地先まで	前	7.6~26.0	796.3
			後	7.6~28.4	796.3
		後	9.3~66.9	698.8	

鹿児島県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

		鹿児島県知事		塩田康一	
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字山田字盛 原25番1地先から86番地先 まで 大島郡喜界町大字山田字盛 原21番1地先から86番地先 まで	前	3.7~25.5	287.0
			前	11.2~33.0	143.0
			後	11.2~33.0	143.0

鹿児島県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

		鹿児島県知事		塩田康一	
道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字山田字盛 原21番1地先から100番 1地先まで	令和4年 3月8日		

鹿児島県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町亀徳字フチャト31番8地先から同町亀徳字カンチャ上1796番3地先まで	令和4年3月8日
		大島郡伊仙町大字目手久字場古長1842番1地先から1836番1地先まで	

鹿児島県告示第181号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和4年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「県営住宅使用料」を「県税，県営住宅使用料」に改める。

(鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「県営住宅使用料」を「県税，県営住宅使用料」に改める。

(鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「県営住宅使用料」を「県税，県営住宅使用料」に改める。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

大隅地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年3月8日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共同生活援助事業所K o t i	鹿屋市西大手町3番3号	特定非営利活動法人L a n k a	鹿屋市北田町11132番地1	大山 齊	令和4年2月14日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年3月8日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひとこきゅう	鹿屋市王子町	合同会社一樹会	鹿屋市南町4067	鮫島 裕幸	令和4年	生活介護

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 4 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

- (1) 情報処理業務（システム運用）
- (2) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (3) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）
- (4) O A 関連研修業務（O A 関連の研修）
- (5) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
- (6) 給食業務（給食の提供）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 4 年 3 月 8 日から同年 4 月 7 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 4 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類及び車両類（修理））
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和 4 年 3 月 8 日から同年 4 月 7 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 8 号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表274の項中「医療法人樹緑会検見崎病院」を「医療法人樹緑会検見崎クリニック」に改め、2 の表198の項中「社会福祉法人佑心会盲養護老人ホーム光の岬」を「社会福祉法人恵里会盲養護老人ホーム光の岬」に改め、同表199の項中「社会福祉法人佑心会養護老人ホーム美里」を「社会福祉法人恵里会養護老人ホーム美里」に改める。

鹿児島県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
始良市を未来へつなぐ会	笹山 義弘	笹山 義弘	始良市加治木町本町114-2	令和 4 年 1 月 4 日
あいらの小田原まさる後援会	小田原 優	小田原 優	始良市西餅田2009番地1	令和 4 年 1 月 4 日
安心して暮らせる市民の会	湯地 工	前田 泰郎	志布志市志布志町志布志三丁目3-14	令和 4 年 1 月 4 日
いい健一後援会	井伊 健一	本村 秀樹	出水市高尾野町下水流1022-2コーポサライズ206	令和 4 年 1 月 13 日
池田ゆきひろ後援会	池田 幸弘	池田 幸弘	出水市高尾野町唐笠木2213番地2	令和 4 年 1 月 19 日
池畑知行後援会	池畑 知行	池畑 節子	伊佐市大口上町29-17	令和 4 年 1 月 6 日
池畑知行を励ます会	池畑 知行	池畑 節子	伊佐市大口上町29-17	令和 4 年 1 月 6 日
出水市政再起動を実現する会	來仙 隆洋	來仙 隆洋	出水市野田町下名6909	令和 4 年 1 月 27 日
いなつき洋平後援会	稲付 洋平	稲付 ともみ	志布志市有明町野井倉3894-8	令和 4 年 1 月 11 日

指宿の未来へつなぐ会	竹下 章雄	水迫 廣敏	指宿市十町889番地	令和4年1月19日
宇都修一後援会	宇都 修一	宇都 修一	出水市上知識町470番地2	令和4年1月4日
鹿児島県山田宏後援会	堀川 清一	前田 裕一	鹿児島市照国町13番15号	令和4年1月25日
鹿児島市福祉介護の未来を守る会	梅津 百合子	梅津 貴子	鹿児島市下田町353	令和4年1月17日
子どもの未来を守る”街”づくりを実現する会	小田原 優	小田原 優	始良市西餅田2009番地1	令和4年1月4日
下平瀬哲郎後援会	下平瀬 哲郎	下平瀬 ひかる	鹿屋市串良町細山田1104番地1	令和4年1月19日
新・笹山義弘後援会	笹山 義弘	笹山 義弘	始良市加治木町本町114-2	令和4年1月4日
知憲会	池畑 知行	池畑 節子	伊佐市大口上町29-17	令和4年1月6日
のだ健一郎を励ます会	眞島 幸則	道下 陽子	鹿屋市寿八丁目18-1	令和4年1月14日
ばば修二後援会	馬場 修二	馬場 修二	始良市加治木町木田3959-7	令和4年1月28日
東ひでや後援会	前之原 洋一	東 純義	鹿屋市郷之原町11923-5	令和4年1月5日
北薩維新・生活者の会	上筋 睦雄	上筋 睦雄	出水郡長島町城川内2782-5	令和4年1月24日
みやのはら剛後援会	宮之原 剛	永岡 義長	大島郡徳之島町亀津491-4	令和4年1月13日
令和市民の会	本田 仁	本田 仁	鹿屋市花岡町4245-2	令和4年1月6日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	宮路 拓馬	会計責任者の氏名	屋島 明人	篠原 準一	令和4年1月1日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党知覧支部	松久保 正毅	会計責任者の氏名	松久保 正毅	蔵前 一郎	令和4年1月17日
自由民主党西之表支部	松里 保廣	主たる事務所の所在地	西之表市西町7112	西之表市西之表6861-4	令和4年1月17日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
拓馬会	宮路 和明	会計責任者の氏名	屋島 明人	篠原 準一	令和4年1月1日
みやじ拓馬後援会	西郷 隆文	会計責任者	屋島 明人	篠原 準一	令和4年

		の氏名			1月1日
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池田綱雄後援会	立野 美好	代表者の氏名	立野 美好	森山 茂知	令和3年11月1日
市来洋志後援会	市来 光男	代表者の氏名	市来 光男	福永 良一	令和4年1月16日
うへの俊市後援会	湯下 吉郎	会計責任者の氏名	上野 俊市	小永田 浩	令和3年10月1日
大川とみひろ後援会	大川 あかね	主たる事務所の所在地	鹿児島市田上台3-27-15	鹿児島市田上台3-2697-12	令和4年1月24日
鹿児島県行政書士政治連盟	山下 隆平	代表者の氏名	山下 隆平	松下 武成	令和3年4月10日
鹿児島県珠算教育普及政治連盟	若木 康広	代表者の氏名	若木 康広	佐藤 文生	令和3年7月1日
鹿児島県測量設計コンサルタント政治連盟	塚脇 伸	会計責任者の氏名	北原 和博	折田 泰実	令和3年4月1日
小森のぶたか後援会	小森 信隆	会計責任者の氏名	小森 アツ子	小森 智子	令和3年5月5日
全国たばこ耕作者政治連盟鹿児島支部	遠矢 忠雄	代表者の氏名	遠矢 忠雄	通島 幸一	令和4年1月1日
吉岡なると後援会	小浜 誠司	主たる事務所の所在地	鹿屋市吾平町上名23	鹿屋市吾平町麓3621番地21	令和4年1月12日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党川辺支部	南九州市川辺町平山3414	東 剛造	令和3年12月31日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
いわきり正之後援会	薩摩川内市東向田町10番3号	佃 昌樹	令和3年12月31日
大久保まさとし後援会	いちき串木野市湊町2700-6	大久保 匡敏	令和3年12月31日
鹿児島県行政書士政治連盟	鹿児島市与次郎二丁目4-35	山下 隆平	令和3年12月17日
蔵原勇後援会	霧島市国分清水四丁目8-13	森山 純男	令和3年12月31日
新橋実後援会	霧島市国分敷根1380-3	亀井 昇	令和3年12月31日
鈴木しゅんじ後援会	始良市加治木町本町153	中村 晃二	令和3年12月31日
谷下まさかず後援会	伊佐市菱刈花北564-4	谷下 政一	令和3年12月24日
中村みつお後援会	霧島市霧島田口2703-	中村 満雄	令和3年12月31日

	99		
はじまる！広場の会	鹿児島市照国町17-14 -803	池水 聖子	令和3年12月25日
畠中ひろき後援会	日置市伊集院町郡1474 -1	畠中 弘紀	令和3年12月31日
東秀哉後援会	鹿屋市郷之原町11923 -5	前之原 辰雄	令和4年1月5日
平石耕二後援会	いちき串木野市愛木町 88	平石 陽子	令和3年12月31日
別府込はつお後援会	鹿屋市串良町細山田 5492	住倉 秀義	令和3年12月31日
松元深後援会	霧島市溝辺町有川2852 番地3	木場 幸一	令和3年12月31日
水谷俊一後援会	肝属郡南大隅町根占川 南3294-1	津崎 貴春	令和3年12月28日
未来を創る、いちき串 木野の会	いちき串木野市大里 1500-1	中間 啓行	令和3年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
井伊 健一	井伊 健一	出水市議会議員	いい健一後援会	出水市高尾野町 下水流1022-2 コーポサンライズ206	令和4年 1月13日
池畑 知行	池畑 知行	鹿児島県議会議員	知憲会	伊佐市大口上町 29-17	令和4年 1月6日
笹山 義弘	笹山 義弘	始良市長	新・笹山義弘後援会	始良市加治木町 本町114-2	令和3年 12月21日
宮之原 剛	宮之原 剛	徳之島町議会議員	みやのはら剛後援会	大島郡徳之島町 亀津491-4	令和4年 1月13日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
安田 壮平	安田壮平後援会	公職の種類	奄美市長	奄美市議会議員	令和3年 11月15日